

令和5年度『県立伊志田高等学校 不祥事ゼロプログラム』

伊志田高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

神奈川県不祥事防止対策要綱に基づき、本校の不祥事防止推進者は校長とし、校長が指名する不祥事防止推進補助者は副校長とする。

よって、伊志田高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長及び教頭がこれを補佐する。実施に当たっては、不祥事防止会議が中心になり全職員参加で実施する。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

ア 目標

- サービスについて正しく理解し、事故を未然に防止する。
- 公務外での非行を未然に防止する。

イ 行動計画

- 神奈川県職員行動指針を資料に意識啓発を行う。
- 管理職から適宜周知、指導する。
- 所属教職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施し、徹底する。

(2) 職場のハラスメントの防止

ア 目標

- すべてのハラスメントについて全職員が理解し、ハラスメントのない職場環境をつくる。

イ 行動計画

- 所属教職員全員を対象とした不祥事防止研修を実施する。（11月管理職）
- 公正・透明な職場づくりについて、常に全職員で気を配る。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

- 職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標にする。

イ 行動計画

- 年間を通じて、啓発資料を配付し、活用する。また日常点検を実施する。
- 管理職による面接の中で、情報を収集するとともに、生徒とのSNSの利用状況等について実態把握する。
- 管理職による教科準備室等の巡視を日常的に行い、個別指導は複数で行うか、人目のある場所で行うようにする。

(4) 体罰、不適切指導の根絶

ア 目標

- 部活動や教科指導等での体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- 所属教職員全員を対象とした不祥事防止研修を実施する。（10月生徒活動グループ）
- 顧問会議において部活動インストラクターも含め体罰をしないことの徹底を図る。
- 体罰や不適切行為を見聞きしたら、管理職に報告することを徹底する。

(5) 入学者選抜に係る事故防止

ア 目標

- 入学者選抜に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 公正な入学者選抜実施にむけ、入選マニュアルを確認、また適宜修正する。

- 1月及び2月に入選プロジェクトにより所属教職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施する。
- (6) 個人情報等管理・情報セキュリティ対策に係る事故防止
- ア 目標
- 個人情報の流失、及び携帯電話、電子メール、SNS等の不適切使用を未然に防止する。
- イ 行動計画
- 所属教職員全員を対象にした機器等の紛失や特に対策重要度Ⅰに該当する情報の管理徹底など個人情報流出等に係る不祥事防止研修を実施する。(5月研究開発グループ)
- (7) 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転に係る事故防止
- ア 目標
- 交通事故、酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。
- イ 行動計画
- 教職員としての自覚をもち、通勤、私用にかかわらず安全運転を心掛ける。
- (8) 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)
- ア 目標
- 情報共有を密にし、業務協力体制を強固なものにする。また、相互チェック体制を機能させ、声を掛け合える職場にする。
- イ 行動計画
- 業務の悩みやストレスを一人で抱え込まないように、日頃から信頼関係を築き、職員が安心して話し合える職場づくりを行う。
- (9) 財産事務等の適正執行
- ア 目標
- 公費、私費において、適正に経理処理を行う。
- イ 行動計画
- 私費会計担当者会議を開催し、私費会計基準に則った会計処理を研修する。特に以下4点に留意する。
- ・公費、私費の経費負担を確認し適切に支出すること。
 - ・予備費を支出した場合は、その用途を決算書の備考欄に記載すること。
 - ・合宿費においては、残金処理(部費への繰入)残金が0円となった最終的な現金出納簿を基に監査及び管理職点検を実施すること。
 - ・決算書において予算額と決算額との差異が30%以上の科目のある場合は、その理由を備考欄に記載すること。
- 会計処理について、所属教職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施する。(5月管理運営グループ)
- 学校行事やPTA役員会・実行委員会等で執行に関する注意点を周知する。

3 検証

- (1) 第1回検証
- 2に規定する行動計画について、令和5年10月末までに実施状況を確認し、未実施のある場合は令和5年11月に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向け行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
- (2) 第2回検証
- 2に規定する行動計画について、令和5年12月末までに実施状況を確認し、未実施のある場合は令和6年1月に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向け行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
- (3) 最終検証
- 2に規定する行動計画について、令和6年3月までに実施状況を確認するとともに、各目標達成について自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和6年度における県立伊志田高等学校不祥事ゼロプログラムを新たに策定する。

4 実施結果

3（3）の、検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議が行う。